

地方自治法に基づく延滞金の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第56号

地方自治法に基づく延滞金の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

地方自治法に基づく延滞金の徴収等に関する条例（平成22年岩手県条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="203 483 293 512">附 則</p> <p data-bbox="125 531 306 560">1・2 [略]</p> <p data-bbox="165 579 445 608">(延滞金の割合の特例)</p> <p data-bbox="125 627 1111 1141">3 当分の間、第3条第2項に規定する年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></p> <p data-bbox="165 1303 701 1332">(県営工業用水道料金徴収条例の一部改正)</p> <p data-bbox="125 1351 248 1380">4 [略]</p>	<p data-bbox="1211 483 1301 512">附 則</p> <p data-bbox="1135 531 1317 560">1・2 [略]</p> <p data-bbox="1176 579 1456 608">(延滞金の割合の特例)</p> <p data-bbox="1135 627 2121 1093">3 当分の間、第3条第2項に規定する年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></p> <p data-bbox="1135 1160 2121 1284">4 <u>前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは年0.1パーセントの割合とする。</u></p> <p data-bbox="1176 1303 1711 1332">(県営工業用水道料金徴収条例の一部改正)</p> <p data-bbox="1135 1351 1258 1380">5 [略]</p>

(県営工業用水道料金徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

(県営工業用水道料金徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

5 [略]

6 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の地方自治法に基づく延滞金の徴収等に関する条例附則第3項及び第4項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。